

旧条文	新条文
<p>第1条(用語の定義) (略) (10)信用販売 加盟店が、加盟店のホームページまたは媒体等を通じてクレジットカード決済を利用して顧客に商品を販売することをいいます。</p> <p>(略) (12)加盟店管理画面 当社が加盟店専用のウェブサイト等において提供する第47条に定める取引履歴等の閲覧を行う機能をいう。 (新設)</p>	<p>第1条(用語の定義) (略) (10)信用販売 加盟店がカード会社所定の手続きを行うことにより、加盟店が商品の代金または対価等を顧客から直接受領しない方法により行う、加盟店の顧客に対する商品等の販売または提供をいいます。</p> <p>(略) (12)加盟店管理画面 当社が加盟店専用のウェブサイト等において提供する第46条に定める取引履歴等の閲覧を行う機能をいう。 (13)非接触決済 カード取引システムに基づき、カード会社が提供する、ICチップを用いた非接触決済サービスのことをいいます。</p>
<p>第4条(本契約の成立) 1. 加盟店になろうとする者(以下「申込者」といいます)は、本規約の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社は加盟店として適当であると認めた申込者につきカード会社に対して加盟店としての適否の審査を依頼するものとします。</p> <p>(略) 4. 当社は、当社所定の手続きに従い、加盟店に対し、タブレット端末、カードリーダー、プリンタ(以下「決済端末」という)の譲渡又は貸与を行うこととします。 (新設)</p>	<p>第4条(本契約の成立) 1. 加盟店になろうとする者(以下「申込者」といいます)は、信用販売を行う店舗・施設(以下、「カード取扱店舗」という)を指定し、本規約の各条項に同意した上で当社所定の方法で申込を行い、当社は加盟店として適当であると認めた申込者につきカード会社に対して加盟店としての適否の審査を依頼するものとします。</p> <p>(略) 4. 当社またはカード会社は、所定の手続きに従い、加盟店に対し、本決済サービスに当たり使用する端末(以下「決済端末」という)の譲渡又は貸与を行うこととします。 5. 申込者は、当社に対して、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、以下のいずれの事実も真実であることを表明し、保証します。 (1) 本規約を遵守するための体制を構築済みであること。 (2) 特定商取引法に関する法律に定められた禁止行為に該当する行為を行っていないこと、また直近5年間に同法による処分を受けたことがないこと (3) 消費者契約法において消費者に取消権が発生する原因となる行為を行っていないこと、また直近5年間に同法違反あるいは同法の適用を理由とする敗訴判決を受けたことがないこと 6. 申込者および加盟店は、前項に表明保証した内容が真実に反すること、もしくはそのおそれがあることが判明した場合、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。 7. 加盟店は、本契約成立後に第5項(1)に定める体制が構築されていないことが判明した場合、または第5項(2)もしくは(3)に反する事由が新たに生じた場合には、当社に対して、直ちにその旨を申告するものとします。これらのおそれが生じた場合も同様とします。</p>
<p>第5条(加盟店の責任) (略) (第40条より修正の上移動) (新設)</p>	<p>第5条(加盟店の責任) (略) 2. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社およびカード会社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。 3. 加盟店は、カード会社が加盟する国際ブランドの規則、基準、ガイドライン、指示等(以下「ブランド規則等」といい、改定があった場合には改定後のものをいう)に準拠して信用販売を行わなければならない、これに要する費用は加盟店が負担する。加盟店に起因して、カード会社がブランド規則等に基づき違約金等を課された場合であって、当社がこれを負担した場合には、加盟店は当社の負担金額と同額を当社に支払うものとします。</p>

旧条文	新条文
<p>(新設)</p> <p>2. 加盟店が、本決済サービスを利用した取引で、加盟店の責に帰すべき事由により当社またはカード会社に損害を与えた場合は、当社またはカード会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、その責において、顧客に販売した商品については誠意をもってサービスにあたり、万全を期するものとします。</p> <p>4. 加盟店と顧客との本決済サービスを利用しない取引については、加盟店が一切の責任を負うものとします。</p> <p>5. 加盟店は、<b>当社より貸与を受けた決済端末</b>について、善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡し又は使用させてはならないものとします。</p>	<p>4. 加盟店は、<b>すべてのカード取扱店舗内外の見やすいところに当社の指定する加盟店標識を掲示するものとします。</b></p> <p>5. 加盟店が、本決済サービスを利用した取引で、加盟店の責に帰すべき事由により当社またはカード会社に損害を与えた場合は、当社またはカード会社が被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。</p> <p>6. 加盟店は、その責において、顧客に販売した商品については誠意をもってサービスにあたり、万全を期するものとします。</p> <p>7. 加盟店と顧客との本決済サービスを利用しない取引については、加盟店が一切の責任を負うものとします。</p> <p>8. 加盟店は、<b>決済端末</b>について、善良な管理者の注意をもって管理し、第三者に譲渡し又は使用させてはならないものとします。</p>
<p>第7条(本決済サービスの利用に関する遵守義務等) (略)</p> <p>4. 加盟店は、<b>本規約に基づく信用販売を行うことに関し、以下の事項の義務を負うものとします。</b></p> <p>(1)顧客に対し、購入の申込、承諾の仕組みを提示し、顧客が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること。</p> <p>(2)顧客との間での二重送信やデータ誤入力が生じないよう確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること。</p> <p>5. 加盟店は、電子的コンテンツ等の知的所有権に関する第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の責任において解決するものとし、当社およびカード会社に一切の迷惑を掛けないものとします。</p> <p>6. 加盟店は、本決済サービスに関し当社とカード会社との間で決定した事項を遵守するものとします。</p> <p>7. 加盟店は、本契約に係わる取引以外の目的で、本決済サービスのシステムにアクセスしないものとします。</p>	<p>第7条(本決済サービスの利用に関する遵守義務等) (略) (削除)</p> <p>4. 加盟店は、電子的コンテンツ等の知的所有権に関する第三者からの異議申立が生じた場合には、加盟店の責任において解決するものとし、当社およびカード会社に一切の迷惑を掛けないものとします。</p> <p>5. 加盟店は、本決済サービスに関し当社とカード会社との間で決定した事項を遵守するものとします。</p> <p>6. 加盟店は、本契約に係わる取引以外の目的で、本決済サービスのシステムにアクセスしないものとします。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第10条(信用販売)</p> <p>1. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、当社およびカード会社が定める規定、ルールおよび指示(改定された場合は改定後のものを含む)を遵守するものとします。</p> <p>2. 当社およびカード会社の提携関係または加盟関係に変動が生じたときは、当社からの通知により信用販売を行うカードの範囲も変動するものとします。</p> <p>3. 信用販売の種類は、1回払い、もしくは当社が認めた種類とします。</p> <p>4. 前項にかかわらず、非接触決済の場合、信用販売の種類は、1回払いのみとします。また、非接触決済の1回あたりの利用限度額は、カード会社が別途指定した金額とし、加盟店はこれを超えた金額での取り扱いができないことをあらかじめ承諾するものとします。</p> <p>5. 加盟店は、顧客からカードの提示による信用販売の要求があった場合、割賦販売法に定める基準に従い、善良なる管理者の注意をもって、決済端末を利用して、その取扱契約に基づきすべての信用販売においてカードの有効性を確認し、信用販売の承認を得るものとします。その際、実行計画に掲げられた措置を講じて、取扱契約に従い、カードの真偽、売上票その他媒体に署名を求め当該カード裏面の署名と同一であること、または、会員が正しい暗証番号を入力したことを確認するとともに、写真入りカードの場合には、利用者が当該カード面の写真と同一であること等、当該信用販売が偽造カードの利用その他のカード番号等の不正利用(以下「不正利用」という。)に該当しないことを確認して、信用販売を行うものとします。この場合において、加盟店は、実行計画に掲げられた措置を講じてこれを行うものとします。</p> <p>6. 前項の信用販売を行った場合、加盟店は決済端末を使用して当該信用販売に関するデータ(以下、「売上データ」といいます)を当社経由でカード会社に送信するものとします。</p>

旧条文	新条文
<p>(新設)</p>	<p>7. 売上データに記載できる金額は、当該販売代金ならびにサービス提供代金(いずれも税金、送料等を含む)のみとし、現金の立替、過去の売掛金の精算等は行わないものとします。</p> <p>8. 加盟店は、売上データの金額訂正、分割記載、利用日の不実記載等は行わないものとします。金額に誤りがある場合には、当該売上データを破棄して新たに本条の手続により、売上データを作成しなおすものとします。</p> <p>9. 第5項の信用販売を行った場合、加盟店は顧客との取引処理経過等を記録し、保管するものとします。</p> <p>10. 前5項にかかわらず、加盟店は、当社およびカード会社が必要または適当と認めて、信用販売の方法を変更し、変更後の内容を通知した場合には、これを行うことができない合理的な事由がある場合を除き、変更後の方法により信用販売を行うものとします。</p>
<p>第10条(信用販売の申込受付方法等)</p> <p>1. 加盟店は、信用販売の申込の受付を行うときは、顧客および商品に関する次の情報を確認および受領するものとします。ただし、カードの暗証番号については顧客より受領しないものとします。</p> <p>(1)顧客の氏名および顧客への通知に必要な連絡先</p> <p>(2)商品の名称、種類等、商品を特定できる事項</p> <p>(3)商品の対価額、付帯費用および数量</p> <p>(4)顧客の会員番号</p> <p>(5)カードの有効期限</p> <p>(6)カードによる代金の支払方法</p> <p>(7)その他当社が必要と認めた事項</p> <p>2. 加盟店は、第1項の申込を受け付けたときは、当社が指定する申込情報、顧客との取引処理経過等を記録し、保管するものとします。</p>	<p>(削除)</p> <p>(第10条へ修正の上移動)</p>
<p>第11条(本人確認)</p> <p>1. 加盟店は、顧客より信用販売の申込の受付を行う場合、その顧客が本人名義で保有するカードによる申込であるかの確認を行うものとします。</p> <p>2. 加盟店が、顧客以外の者を顧客本人と誤認して信用販売を行ったことにより生ずる紛争については、すべて加盟店がその責任と費用において解決するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、カード所有者以外からの申込を受けたと思われる場合その他カードの使用状況が不信と思われる場合には、直ちにその事実を当社に通知するものとします。</p> <p>(新設)</p>	<p>第11条(不審な取引の通報)</p> <p>(削除)</p> <p>(6項に移動)</p> <p>1. 加盟店は、提示されたカードについて、カード名義・提示者の性別・カード発行会社・カードの会員番号等の事項の間に整合しないものがある場合、カードの提示方法に不審がある場合、同一会員が異なる名義のカードを提示した場合、当社が予め通知した偽造カード・変造カードに該当すると思われる場合または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込がある場合には、カードによる信用販売を行うについて当社と協議し、当社の指示に従うものとします。一時に多数の顧客が来店し多数のカード提示があった場合には、特に注意を払うものとします。</p> <p>2. 前項の場合、当社が当該取引におけるカードの使用状況の報告、カードおよびカード発行会社の確認、カードの会員番号とカードの会員氏名の確認、本人確認等の調査およびカード回収の依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。また、加盟店は、当社がカードの不正利用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、当社およびカード会社から紛失・盗難等の理由により無効を通告されたカードによる信用販売を行わないものとします。</p> <p>4. 無効カードまたは明らかに偽造・変造と認められるカードの提示を受けた場合、当該カードを預かり、直ちに当社に連絡するものとします。</p>

旧条文	新条文
<p>4. 加盟店は、偽造・変造されたカードや盗難されたカード等に起因する取引が行われた場合に、当社が求めたときには、警察署への被害届の提出その他の措置を講じるものとします。</p> <p>(第1項より移動)</p>	<p>5. 加盟店は、偽造・変造されたカードや盗難されたカード等に起因する取引が行われた場合に、当社が求めたときには、警察署への被害届の提出その他の措置を講じるものとします。</p> <p>6. 加盟店が、顧客以外の者を顧客本人と誤認して信用販売を行ったことにより生ずる紛争については、すべて加盟店がその責任と費用において解決するものとします。</p>
<p>第12条(信用販売の承認)</p> <p>1. 加盟店は、第10条第1項の申込を受付けたときは、当社所定の方法に従い、その全体について当社経由でカード会社から信用販売の承認の諾否を受けるものとします。</p> <p>2. 加盟店は、カード会社より当社を経由して第10条第1項の申込に対する信用販売の承認の通知を受けたときは、直ちに当該申込を行った顧客に通知し、承認番号を売上データに記載するものとします。なお、カード会社から承認を受けられなかった場合にも、直ちに当該申込を行った顧客に通知するものとします。</p> <p>3. 加盟店は、第1項の承認を得ないで信用販売を行った場合は、加盟店が当該代金の全額について全ての責任を負うものとします。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第12条(不正利用等発生時の対応)</p> <p>1. 加盟店は、その行った信用販売につき、第10条に違反または不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なくその是正及び再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正及び再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、前項の信用販売につき、第10条に違反または不正利用がなされた場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、前項の調査の結果並びに是正及び再発防止のための計画の内容並びにその策定及び実施のスケジュールを報告するものとします。</p>
<p>第13条(商品の提供等)</p> <p>(略)</p> <p>4. 加盟店は、信用販売の承認を得た際は、速やかに、商品の名称、価格その他当社の指定する事項を記載した書面を顧客に交付するものとします。なお、顧客の承諾を得た場合には、書面に代えて電磁的方法により提供することができます。</p> <p>(略)</p> <p>(第40条より修正の上移動)</p>	<p>第13条(商品の提供等)</p> <p>(略)</p> <p>4. 加盟店は、割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3 第4項およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく顧客へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される顧客に対する書面交付義務を遵守するものとします。なお、顧客の承諾を得た場合には、書面に代えて電磁的方法により提供することができます。</p> <p>(略)</p> <p>6. 加盟店は、加盟店の事由により商品の引渡しまたは提供が困難となったときは、直ちにその旨を顧客および当社へ連絡するものとします。</p>
<p>第14条(売上データ)</p> <p>1. 加盟店は、商品を引渡しもしくは発送したとき、またはサービスを提供したときは、当社所定の売上データを作成し、当社経由でカード会社へ提出するものとします。</p> <p>2. 加盟店は、第1項の売上データの作成にあたり、次の事項を行ってはならないものとします。</p> <p>(1)現金の立替、過去の売掛金の回収など、当該信用販売によって発生した債権以外の債権を記録すること。</p> <p>(2)売上データを訂正すること。</p> <p>(3)1回の取引について、複数の売上データに分割して記録すること。</p> <p>(4)事実と異なる期日や架空、水増しした売上代金債権を記録するなどの不実、不正の記録をすること。</p> <p>3. 加盟店は、第2項に定める禁止事項に違反したことにより、当社、カード会社または顧客に損害を与えた場合には、当社、カード会社または顧客が被った全ての損害を賠償するものとします。</p>	<p>(削除)</p>

旧条文	新条文
<p><b>第15条</b>(債権譲渡手続または立替払手続)</p> <p>1. 債権譲渡手続</p> <p>(1)加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権をカード会社に譲渡し、カード会社はこれを譲り受けるものとします。ただし、<b>第12条第2項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、譲渡することはできないとします。</p> <p>(2)加盟店からカード会社への債権譲渡は<b>第14条第1項</b>に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。ただし、カード会社によって債権譲渡の発効日が異なる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>(5)加盟店は、<b>第10条第2項</b>に定める取引処理経過記録等、<b>第14条第1項</b>に定める売上データ、商品発送簿その他顧客から信用販売の申込を受付けたことを証するデータ(以下、これを「受付データ」といいます)を申込日より7年間保管するものとし、カード会社から受付データの提出の求めがあった場合には、加盟店は速やかにカード会社が指定した様式で提出するものとします。</p> <p>2. 立替払手続</p> <p>(1)加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権についてカード会社に立替払いを請求し、カード会社はこれを支払うものとします。ただし、<b>第12条第2項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、立替払いを請求することはできないとします。</p> <p>(2)加盟店からカード会社への立替払請求は、<b>第14条第1項</b>に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第14条</b>(債権譲渡手続または立替払手続)</p> <p>1. 債権譲渡手続</p> <p>(1)加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権をカード会社に譲渡し、カード会社はこれを譲り受けるものとします。ただし、<b>第10条第5項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、譲渡することはできないとします。</p> <p>(2)加盟店からカード会社への債権譲渡は<b>第10条第6項</b>に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。ただし、カード会社によって債権譲渡の発効日が異なる場合があります。</p> <p>(略)</p> <p>(5)加盟店は、<b>第10条第9項</b>に定める取引処理経過記録等、<b>第10条第6項</b>に定める売上データ、商品発送簿その他顧客から信用販売の申込を受付けたことを証するデータ(以下、これを「受付データ」といいます)を申込日より7年間保管するものとし、カード会社から受付データの提出の求めがあった場合には、加盟店は速やかにカード会社が指定した様式で提出するものとします。</p> <p>2. 立替払手続</p> <p>(1)加盟店は、顧客に対して行った信用販売により取得した売上債権についてカード会社に立替払いを請求し、カード会社はこれを支払うものとします。ただし、<b>第10条第5項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過した場合、立替払いを請求することはできないとします。</p> <p>(2)加盟店からカード会社への立替払請求は、<b>第10条第6項</b>に基づき売上データがカード会社に到着した時点でその効力を生じるものとします。</p> <p>(略)</p>
<p>(新設)</p>	<p><b>第15条</b>(商品の所有権の移転)</p> <p>加盟店が顧客に信用販売した商品の所有権は、カード会社が包括代理加盟店契約に基づき当該代金を当社に支払ったときにカード会社に移転するものとします。</p>
<p><b>第16条</b>(返品による取消)</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客から商品の返品を受付けた場合、当該商品が加盟店に返却到着した日をもって売上取消日とします。債権譲渡または立替払請求の取消手続は、原則として、<b>第15条</b>に準じて行うものとします。ただし、カード会社から別途指示があった場合は、<b>第15条</b>に拘わらず、加盟店はその指示に従うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、返品受付により売上取消をしたときには、遅滞なく当社に対して所定の方法により通知するものとし、<b>第15条</b>に準じて取消手続を行うものとします。この場合、取消対象の決済代金を当社が加盟店に支払済の場合には、加盟店は当社に対し、当該決済代金を直ちに返還するものとします。なお、当社は、加盟店からの返還に代えて、次回以降加盟店に支払う決済代金から返還すべき当該決済代金を差し引く方法を選択することができるものとします。</p>	<p><b>第16条</b>(返品による取消)</p> <p>(略)</p> <p>2. 顧客から商品の返品を受付けた場合、当該商品が加盟店に返却到着した日をもって売上取消日とします。債権譲渡または立替払請求の取消手続は、原則として、<b>第14条</b>に準じて行うものとします。ただし、カード会社から別途指示があった場合は、<b>第14条</b>に拘わらず、加盟店はその指示に従うものとします。</p> <p>3. 加盟店は、返品受付により売上取消をしたときには、遅滞なく当社に対して所定の方法により通知するものとし、<b>第14条</b>に準じて取消手続を行うものとします。この場合、取消対象の決済代金を当社が加盟店に支払済の場合には、加盟店は当社に対し、当該決済代金を直ちに返還するものとします。なお、当社は、加盟店からの返還に代えて、次回以降加盟店に支払う決済代金から返還すべき当該決済代金を差し引く方法を選択することができるものとします。</p>

旧条文	新条文
<p>第17条(債権譲渡または立替払請求の取消等)</p> <p>1. 以下の事由のいずれかに該当する債権譲渡または立替払請求が加盟店からカード会社にされた場合には、カード会社はその債権譲渡を取消し、立替払いを拒絶し、または支払を留保することができるものとします。</p> <p>(1) 加盟店が顧客との信用販売に係る契約を解除したとき。</p> <p>(2) <b>第12条</b>に定める承認を得ないで信用販売を行ったとき。</p> <p>(3) <b>第14条</b>に定める売上データに不実の記載があったとき、その他売上データが正当なものではないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <b>第15条第1項第5号</b>に定める取引処理経過記録等の保管がなされていないなかったとき、または当該取引に係るこれらの書類の提出に応じられなかったとき。</p> <p>(略)</p> <p>(8) <b>第12条第2項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過して行われた債権譲渡または立替払い請求であったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>第17条(債権譲渡または立替払請求の取消等)</p> <p>1. 以下の事由のいずれかに該当する債権譲渡または立替払請求が加盟店からカード会社にされた場合には、カード会社はその債権譲渡を取消し、立替払いを拒絶し、または支払を留保することができるものとします。</p> <p>(1) 加盟店が顧客との信用販売に係る契約を解除したとき。</p> <p>(2) <b>第10条</b>に定める承認を得ないで信用販売を行ったとき。</p> <p>(3) <b>第10条</b>に定める売上データに不実の記載があったとき、その他売上データが正当なものではないとき。</p> <p>(略)</p> <p>(6) <b>第14条第1項第5号</b>に定める取引処理経過記録等の保管がなされていないなかったとき、または当該取引に係るこれらの書類の提出に応じられなかったとき。</p> <p>(略)</p> <p>(8) <b>第10条第5項</b>に定める信用販売の承認の通知を受けた日から61日以上経過して行われた債権譲渡または立替払い請求であったとき。</p> <p>(略)</p>
<p>第20条(加盟店の表示等)</p> <p>(略)</p> <p>2. 加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 以下の事項について表示すること。</p> <p>(略)</p> <p><b>④ 暗号化等の措置を講じても、申込データ等の秘密性を完全には保持できないこと。</b></p> <p><b>⑤ 顧客が商品の代金支払いにあたりカードを利用できる旨</b></p> <p><b>⑥ カード会社の標識等(商標法第2条第1項に定める標章その他の自他を識別するために使用する図形、文字等をいいます。以下同じ)</b></p> <p><b>⑦ 加盟店の代表者または責任者</b></p> <p><b>⑧ その他、当社が必要と認めた事項</b></p> <p>3. 加盟店は、本契約が終了した場合は、顧客が商品の代金支払いにあたりカードを利用できる旨の記載、<b>カード会社および当社の標識等を直ちに撤去するものとします。</b></p>	<p>第20条(広告)</p> <p>(略)</p> <p>2. 加盟店は、広告の制作にあたり、次の事項を遵守するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 以下の事項について表示すること。</p> <p>(略)</p> <p><b>(削除)</b></p> <p><b>④ 顧客が商品の代金支払いにあたりカードを利用できる旨(削除)</b></p> <p><b>⑤ 加盟店の代表者または責任者</b></p> <p><b>⑥ その他、当社が必要と認めた事項</b></p> <p>3. 加盟店は、本契約が終了した場合は、顧客が商品の代金支払いにあたりカードを利用できる旨の記載を<b>直ちに撤去するものとします。</b></p>
<p>第34条(契約期間)</p> <p>(略)</p> <p>2.前項の定めにかかわらず、加盟店が本決済サービスを<b>2年間</b>のうち一度も利用しなかったときには、<b>本契約は当該未利用期間(2年間)の経過をもって当然に終了するものとします。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5.加盟店は、契約終了時点以降、当社が認めた場合には、当社所定の期限までの間、加盟店管理画面において、自らの情報を閲覧することができる。</b></p>	<p>第34条(契約期間)</p> <p>(略)</p> <p>2.前項の定めにかかわらず、加盟店が本決済サービスを<b>1年間</b>のうち一度も利用しなかったときには、<b>本契約は当該未利用期間(1年間)の経過をもって当然に終了するものとします。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(第46条へ修正の上移動)</b></p>
<p>第35条(契約終了時の加盟店の義務)</p> <p>(略)</p> <p>2. 本契約が終了する場合、加盟店は、当社に対し、<b>当社より貸与を受けた決済端末</b>について、当社が指定する方法により、速やかに返却するものとします。</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p>第35条(契約終了時の加盟店の義務)</p> <p>(略)</p> <p>2. 本契約が終了する場合、加盟店は、当社に対し、<b>当社またはカード会社より貸与を受けた決済端末</b>について、当社が指定する方法により、速やかに返却するものとします。</p> <p><b>3. 本契約が終了した場合、加盟店は、直ちに加盟店の負担においてすべての当社指定標識およびカード会社の標識等を取り外すものとし、一切の用度品を直ちに当社へ返却するものとします。</b></p>

旧条文	新条文
<p>第37条(損害賠償) (略)</p> <p>3. 当社より貸与を受けた決済端末について、加盟店の故意又は過失により滅失・故障・破損したと当社が判断した場合、<b>加盟店は、当社に対し、タブレット端末においては金20,000円、カードリーダーにおいては金9,000円、プリンタにおいては金9,000円の損害金を支払うものとする。</b>ただし、故障に至らない一部破損の場合は、前述の損害金または修理代金のいずれか低い方の金額を支払うものとする。</p>	<p>第37条(損害賠償) (略)</p> <p>3. 当社より貸与を受けた決済端末について、加盟店の故意又は過失により滅失・故障・破損したと当社が判断した場合、<b>当社は加盟店に対し、損害金として、当該決済端末と同一のもの(同一のものがない場合にあっては、同等のもの)の当該判断時点における価格相当額を請求できるものとします。</b>ただし、故障に至らない一部破損の場合は、前述の損害金または修理代金のいずれか低い方の金額を支払うものとします。</p>
<p>第39条(カード会社への情報提供)</p> <p>当社は、加盟店から受領した各種の書面その他の一切の情報を、適宜、カード会社に提供することができ、またカード会社は加盟店に関する情報を自社の事業運営および営業活動に利用することができるものとし、加盟店はあらかじめこれに同意するものとします。 (新設)</p>	<p>第39条(カード会社への情報提供)</p> <p>1. 当社は、加盟店から受領した各種の書面その他の一切の情報を、適宜、カード会社に提供することができ、またカード会社は加盟店に関する情報を自社の事業運営および営業活動に利用することができるものとし、加盟店はあらかじめこれに同意するものとします。 2. <b>本条の定めは、本契約終了後も有効とします。</b></p>
<p>第40条(信用販売の円滑な実施)</p> <p>1. 加盟店は、信用販売を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。 2. 加盟店は、割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3 第4項およびその施行規則に定める事項などを記載した書面を遅滞なく顧客へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法その他の法令上加盟店に課される顧客に対する書面交付義務を遵守するものとします。 3. 加盟店は、当該売上債権譲渡手続または立替払請求手続を行った後に顧客が割賦販売および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回または信用販売の解除(以下「クーリング・オフ」といいます)を行った場合には、直ちに取消データを当社経由でカード会社に提出するものとします。 4. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、当該売上債権譲渡手続または立替払請求手続を行った後に、顧客がクーリング・オフをしたときは、直ちに当社経由でカード会社に連絡するものとします。 5. 加盟店は、商品を顧客へ複数回にわたり引渡しまたは提供する場合において、加盟店の事由により引渡しまたは提供が困難となった場合、直ちにその旨を顧客および当社経由でカード会社へ連絡するものとします。</p>	<p>第40条(信用販売の円滑な実施) (第10条へ移動)</p> <p>(第13条へ移動)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(第13条へ修正の上移動)</p>
<p>第41条(支払停止の抗弁) (略)</p>	<p>第40条(支払停止の抗弁) (略)</p>
<p>第42条(クレジットカード番号等の管理) (略)</p>	<p>第41条(クレジットカード番号等の管理) (略)</p>
<p>第43条(委託の場合のクレジットカード番号等の管理) (略)</p> <p>3. 当社またはカード会社は、前項の措置が不十分であると判断した場合その他当社またはカード会社が必要と認めた場合には、加盟店に対し、<b>第42条</b>第3項と同様の改善要求その他必要な措置・指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。ただし、当社またはカード会社による指導は、加盟店および委託先を免責するものではありません。</p>	<p>第42条(委託の場合のクレジットカード番号等の管理) (略)</p> <p>3. 当社またはカード会社は、前項の措置が不十分であると判断した場合その他当社またはカード会社が必要と認めた場合には、加盟店に対し、<b>第41条</b>第3項と同様の改善要求その他必要な措置・指導を委託先に行うよう要請できるものとし、加盟店はこの指導要請に従うものとします。ただし、当社またはカード会社による指導は、加盟店および委託先を免責するものではありません。</p>
<p>第44条(状況報告) (略)</p>	<p>第43条(状況報告) (略)</p>

旧条文	新条文
<p><b>第45条</b>(個人情報安全管理措置) (略)</p> <p>4. 当社またはカード会社は、加盟店による個人情報の漏洩等が安全管理措置の不備(加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますが、これに限りません)に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は、当該指導に基づき必要な措置を講じるものとします。この指導は以下のものを含みますが、これに限らないものとします。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第44条</b>(個人情報安全管理措置) (略)</p> <p>4. 当社またはカード会社は、加盟店による個人情報の漏洩等が安全管理措置の不備(加盟店が設置するコンピュータその他サーバの脆弱性を含みますが、これに限りません)に起因するものと認めた場合には、加盟店に対し、必要かつ合理的な指導を行うことができ、加盟店は、当該指導に基づき必要な措置を講じるものとします。この指導は以下のものを含みますが、これに限らないものとします。<b>但し、当社またはカード会社による指導は、加盟店を免責するものではないものとします。</b></p> <p>(略)</p>
<p><b>第46条</b>(情報の収集および利用等) (略)</p> <p>2. 加盟店は、当社が加盟店情報のうち個人情報を、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>(新設)</b></p> <p>(略)</p> <p><b>(新設)</b></p>	<p><b>第45条</b>(情報の収集および利用等) (略)</p> <p>2. 加盟店は、当社が加盟店情報のうち個人情報を、必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意するものとします。</p> <p>(略)</p> <p><b>(3)当社グループおよび当社グループの提供するサービスの入会資格・会員資格その他サービス提供の可否の確認・判断のために利用すること。</b></p> <p><b>(4)当社グループおよび当社グループの提携先が取り扱う商品、サービス、特典その他おすすめ情報等のご案内のため(ダイレクトメール、メールマガジン、窓口におけるご案内など)に利用すること。</b></p> <p><b>(5)当社グループおよび当社グループの提携先が取り扱う商品、サービス等に関するマーケティング活動のため(アンケート調査、キャンペーン、プレゼント発送、購買分析など)に利用すること。</b></p> <p><b>(6)その他、上記2～5に付随、関連する業務の遂行のために利用すること。</b></p> <p>(略)</p> <p><b>5. 本条の定めは、本契約終了後も有効とします。</b></p>
<p><b>第47条</b>(加盟店への情報提供)</p> <p>1. 加盟店は、<b>加盟店管理画面</b>において、Times PAYに関する自らの情報(届出情報、取引履歴、売上情報を含むがこれらに限られない。)を閲覧することができる。</p> <p>2. 当社は、前項の加盟店管理画面において、加盟店管理画面専用のID・パスワードにより本人の認証手続を行い、管理者以外の第三者が閲覧することを防止する措置を講じることとする。ただし、ID及びパスワードが使用された場合には、当該加盟店による閲覧であるものとみなす。<b>(34条より移動)</b></p>	<p><b>第46条</b>(加盟店への情報提供)</p> <p>1. 加盟店は、<b>加盟店管理画面または書面等当社の定める方法</b>において、Times PAYに関する自らの情報(届出情報、取引履歴、売上情報を含むがこれらに限られない。)を閲覧することができます。</p> <p>2. 当社は、前項の加盟店管理画面において、加盟店管理画面専用のID・パスワードにより本人の認証手続を行い、管理者以外の第三者が閲覧することを防止する措置を講じることと<b>します</b>。ただし、ID及びパスワードが使用された場合には、当該加盟店による閲覧であるものとみな<b>し</b>ます。</p> <p><b>3.第1項の加盟店は、契約終了時点以降、当社が認めた場合には、当社所定の期限までの間、加盟店管理画面において、自らの情報を閲覧することができます。</b></p>
<p><b>第48条</b>(本規約に定めのない事項) (略)</p>	<p><b>第47条</b>(本規約に定めのない事項) (略)</p>
<p><b>第49条</b>(準拠法) (略)</p>	<p><b>第48条</b>(準拠法) (略)</p>
<p><b>第50条</b>(合意管轄裁判所) (略)</p>	<p><b>第49条</b>(合意管轄裁判所) (略)</p>